

入札のお知らせ

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和6年11月15日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は、次のとおりである。

番 号	物品 第22号
件 名	新品水道メーター購入（13mm～150mm）
履 行 場 所	秋田市上下水道局メーター室（川尻みよし町14-8）
履 行 期 限	令和7年3月25日まで
入札参加要件	次の①および②の要件を満たしていること。 ①東北地方に本社を有していること、又は東北地方に契約を締結することができる営業所等を有していること。 ②地方自治体発注の新品水道メーターの納入実績があること。 （基本的要件については別に記載）

2 入札に関する事項

(1) 入札の方法

ア 入札書は、郵便により提出すること。

イ 入札書に記載する日付は、開札日とすること。

また、入札者の住所、名称および代表者職氏名は、一般競争入札参加申込書に記載した住所、商号および代表者名とすること。（代理人による入札に係る委任状は不要）

ウ 入札書は、番号、件名および入札者の名称を記載し入札書在中の旨を表記した封筒に入れ、のりで封をし、入札書に押印した印鑑で封印すること。その上で、さらにこれを、入札書在中の旨を表記した封筒に封入すること。

エ 郵便局での一般書留又は簡易書留によるものとする。それ以外の方法（普通郵便や持参等）によるものは、受理しない。

オ 入札書は、入札参加資格証の通知を受けた後、開札日時までに秋田市上下水道局総務課に到達するように手続きすること。開札日時を過ぎて到達したものは、受理しない。

カ 宛先 〒010-0945

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局総務課管財係

(2) 開札の日時 令和6年12月4日（水）午後1時30分

(3) 開札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 総務課

(4) 入札保証金 秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により免除

(5) 契約予定日 令和6年12月10日（火）

(6) 注 意 事 項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札に当たっては、秋田市上下水道局の当該入札事務に関係のない職員が立ち会いの上行う。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。再度の入札においても郵便入札とする。この場合においては、入札参加者に対し、電話連絡する。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合においては、秋田市上下水道局の当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

カ 落札者を決定したときは、すみやかにその旨を落札者にのみ電話連絡する。また、入札結果については、後日秋田市上下水道局ホームページに掲載する。

3 上記に係る基本的な入札参加要件

(1) 租税に滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、令和6年11月26日（火）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一

般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。

ア 秋田市総務部契約課登録業者の方

(ア) 一般競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

イ 秋田市総務部契約課登録業者ではない方

(ア) 一般競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

(ウ) 登記事項証明書（写し可。一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）

個人にあつては、営業の事実を証する書類

(エ) 納税証明書（写し可）

a 直近の事業年度の消費税（税務署で「その3（未納税額のない証明用）」又は「その3の3（法人税及び消費税及地方消費税について未納税額のない証明用）」の発行を受けること。）

b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて、固定資産税が課税額0円の場合は「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産がない証明書」を最新年度分について提出すること。）

※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写し、あるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(オ) 支店又は営業所等で入札参加申込みをする場合は、入札書の提出に関すること、契約締結に関することおよびその他契約に付帯する一切のことについての権限を委任する旨の委任状（任意の様式で可）

(2) 申込書等の提出

ア 申込書等 様式は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

秋田市上下水道局ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>

イ 提出方法 郵便局での一般書留又は簡易書留によるものとする。それ以外の方法（普通郵便や持参等）によるものは、受理しない。

ウ 宛 先 〒010-0945

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 申込書等の受付

ア 受付期間 令和6年11月15日（金）から同月26日（火）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 注意事項 同月26日（火）午後4時までに秋田市上下水道局総務課に到達する

ように手続きすること。期限を過ぎて到達したものは、受理しない。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、令和6年11月15日（金）から同年12月3日（火）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、一般競争入札参加資格証を郵送により交付する。なお、令和6年11月29日（金）にファクシミリにより通知するものとする。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434